誓　　約　　書

令和　　　年　　月　　日

神　戸　市　長　　宛

申　請　者

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 |  |
| 団体名・法人名 |  |
| 代表者名 |  | 印 |

神戸市産業振興センターの指定管理者の指定申請にあたり、応募要領に規定する応募資格を満たし、下記の事項及び提出書類の内容について事実に相違ないことを誓約します。

後日誓約した内容に違反する事実が判明した場合、もしくは応募受付後、誓約した内容に違反した場合は、無効又は失格とされても異議を申し立てません。

また、下記に規定する資格要件を確認するため、神戸市が兵庫県警察本部等関係機関に対して、別紙役員等名簿を調査・照会資料として使用することに承諾します。

記

1. 代表者及び役員に破産者及び拘禁刑（禁錮）以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと
2. 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続き中である団体でないこと
3. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行っている団体、その他「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」（平成22年５月市長決定）第５条各号に該当する団体でないこと
4. 団体、代表者が国税（法人税、所得税、消費税（地方消費税を含む））又は神戸市税において未納の税額がある団体でないこと
5. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第２項の規定により、本市から一般競争入札の参加者資格を取り消されている団体でないこと
6. 神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けている団体でないこと
7. 本市の指定管理者の公募に応募しようとする日から過去１年以内に、他の自治体を含めて指定管理者の責に帰すべき理由により、指定管理者の指定の取り消しを受けた団体でないこと

（８）指定管理業務に関わっている労働者に対し、別表に掲げる労働関係法令を遵守すること

（９）指定管理業務の一部を他の者に行わせようとする場合にあっては、別表に掲げる労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とすること。また、本市の求めがあった場合は、その誓約状況を本市に説明すること

（10）受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じること

別表（誓約事項(８)（９）関係）

労働関係法令

（１） 労働基準法（昭和22年法律第49号）

（２） 労働組合法（昭和24年法律第174号）

（３） 最低賃金法（昭和34年法律第137号）

（４） 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

（５） 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）

（６） 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）

（７） 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）

（８） 労働契約法（平成19年法律第128号）

（９） 健康保険法(大正11年法律第70号)

（10） 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)

（11） 雇用保険法(昭和49年法律第116号)

（12） 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)

　　※最低賃金法は労働基準法第９条に規定する「労働者」に適用される。使用従属関係にない「地域団体の構成員」や、いわゆる「有償ボランティア」等については通常、労働者性が認められず、最低賃金法の対象にはならない。

